申請書の提出は使用日の
30 日前までに
お願いいたします。

記入例

別記様式１（第４条関係）

令和　７年　２月　１日

国立大学法人大阪教育大学長　　殿

学会等所在地

所在地　大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1
申請者　名　称　〇〇学会
代表者　大教　太郎

大阪教育大学固定資産貸付許可の申請について

国立大学法人大阪教育大学固定資産貸付細則及び裏面の貸付許可条件を遵守しますので下記のとおり固定資産を使用したく，関係資料を添付して申請します。

記

１　使用しようとする固定資産
（１）所　在　　大阪市天王寺区南河堀町 4-88
大阪教育大学天王寺キャンパス
（２）区　分　　西館　第 1 講義室
（３）数　量　　162　㎡

２　使用しようとする理由
〇〇学会第 2 回理事会のため

３　利用計画（事業計画）
別紙のとおり

４　使用しようとする期間　　自　令和　７年　８月　５日
至　令和　７年　８月　５日

使用時間を記入してください。
（準備時間等も含む）

５　その他参考となるべき事項
使　用　時　間　　10 時　00 分～　　17 時　00 分
参加予定者数　　人

エスカレータ使用の有無　　有（　　時　　分～　　時　　分）・　無
（どちらかに〇をつけ有の場合は時間も記入してください。）

天王寺キャンパスをご利用の場合は、
記入不要です。

夜間照明使用の有無　　有　　無
（どちらかに〇を付けてください。）

（裏面）

固定資産貸付許可条件

1　貸付料及び光熱水料等負担金は，請求書で指定された期日までに納入しなければならない。

2　貸付許可を受けた固定資産を使用目的以外に使用し，又は他の者に転貸してはならない。

3　固定資産を使用するに当たっては，次の事項を守らなければならない。

(1)　貸付許可書等を本学関係職員に提示すること。

(2)　火気の取扱いは特に厳重にし，火災予防に対しては，万全の措置を講じること。

(3)　許可を受けた施設以外の場所に出入りしないこと。

(4)　使用後は速やかに整理・清掃の上，本学関係職員の検査を受けること。

4　故意又は過失により固定資産を滅失又はき損したときは，本学の指示に従い，速やかに原状に復さなければならない。なお，原状回復の義務を履行しないときは，本学は，使用者の負担においてこれを行うことができるものとする。この場合使用者は何等の異議を申し立てることができない。

5　固定資産の使用中に生じた事故については，貸付許可された者が一切の責を負うものとする。

6　使用を中止する場合には速やかに届け出なければならない。

7　次の各号の一に該当する場合は，固定資産の貸付を制限し，又はその許可を取り消し，若しくは停止することができる。

(1)　本学の管理上支障があるとき。

(2)　本学の教育・研究又は課外活動に支障があるとき。

(3)　特定の営利活動の利用に供することが主たる目的であるとき。ただし，教育研究に関する活動である場合は，この限りでない。

(4)　本学が指定する期日までに貸付料等を納入しないとき。

(5)　使用目的を無断で変更したとき又は他の者に転貸したとき。

(6)　虚偽その他不正行為により許可を受けたとき。

(7)　固定資産をき損又は滅失するおそれがあるとき。

(8)　公序良俗に反するおそれがあることが判明したとき。

(9)　特定の個人，団体の活動を支援する目的に使用すると認められるとき。

(10)　貸付条件等を守らないとき。

(11)　本学の定める提出期限までに本申請が完了しないとき。

(12)　その他学長が適当でないと認めるとき。

8　前２項により貸付許可を取消し，又は使用を中止した場合であっても既納の貸付料等は原則還付しない。

9　許可された貸付について，使用者の都合又は第７項第４号により，使用日の３ヶ月前から使用日当日までに取り消す場合は，キャンセル料として，貸付料の全額を徴収する。

10　固定資産管理上必要があるときは，本学関係職員は随時使用中の施設に立ち入り必要な指示を与えることができる。

11　使用者が施設使用中における事故等の発生により，使用者が損害を受けた場合において，本学は当該事故等の発生について，本学に故意又は重大な過失がない限り，その損害を賠償する責を負わない。

12　その他詳細については，その都度本学関係職員が指示する。